

別紙 1 - 2 土木工事と一括計上価格（他の工事工種）を合算した工事

経費区分等の取扱いについて（農林水産部発注工事）農業農村整備関係工事のみ

最低制限価格並びに低入札価格調査基準価格及び失格基準の算定における経費区分については、次のとおり取扱うものとする。

下記フロー中 は直接工事費、 は共通仮設費（ただし、共通仮設費積上分は 直接工事費 に含む。）、 は現場管理費、 は一般管理費等とする。

ただし、下記フロー中（3）の「製作原価」、（4）の「機器単体費」及び（5）の「工場製作原価」に見積による資材単価を使用する場合において、当該資材単価が現場着単価である場合には、下記フローによる分割は行わず、全て 直接工事費 として取扱うものとする。

なお、「製作原価」、「機器単体費」及び「工場製作原価」の資材単価を、下記フローにより分割できるものについては、分割して取り扱うものとする。

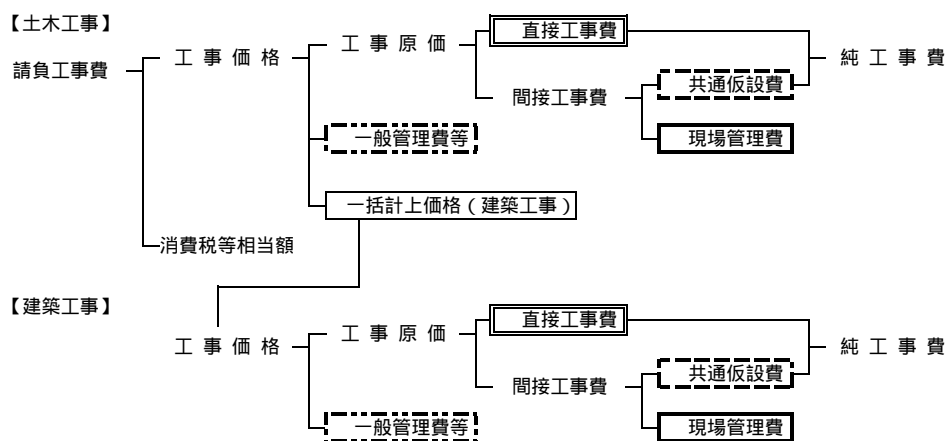
また、直接工事費とは別にスクラップ等控除額を計上している場合（一般管理費等の計上後に控除している場合）は、直接工事費からスクラップ等控除額を減額のうえ、所定の率を乗じるものとする。

本工事では、土木工事と建築工事を合算しており、「一括計上価格」には建築工事分を計上している。

土木工事と一括計上価格（建築工事）の工事の費目である直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等をそれぞれ合算したうえ、所定の率を乗じるものとする。

（ _____ 箇所は発注する工事内容によって、適宜修正すること。）

（1）土木工事【一般土木等】と一括計上価格【建築工事】の合算による工事



(2) 土木工事【一般土木等】と一括計上価格【施設機械工事】の合算による工事

